

# 日本社会医療法人協議会 ニュース

略称 日社協ニュース

第4号

平成27年3月1日 発行

発行所：一般社団法人日本社会医療法人協議会 発行人：西澤寛俊  
 〒102-0071 東京都千代田区富士見2-6-12 TEL/FAX：03-6261-0138 URL：http://nishakyo.or.jp/ E-mail：info@nishakyo.or.jp  
 制作：株式会社日本医療企画 〒101-0033 東京都千代田区神田岩本町4-14 TEL：03-3256-2864

## ◎ 地域医療連携推進法人制度 (仮称) の創設について

### 社会医療法人の今後の役割を考えるなかで 新法人制度について検討していく

2月9日、厚生労働省の「医療法人の事業展開等に関する検討会」で「地域医療連携推進法人制度 (仮称) の創設及び医療法人制度の見直しについて」の取りまとめが行われた。地域医療の有力な担い手として期待される一方で、議論の余地も多く残されている同法人の狙いや内容などについて、西澤寛俊・日本社会医療法人協議会会長に語っていただいた。



西澤寛俊会長

#### 新型法人は地域医療構想達成 のための選択肢の一つ

地域医療連携推進法人制度 (仮称) は、昨年6月に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014のなかで「非営利ホールディングカンパニー型法人制度 (仮称)」の創設の検討が求められたことを受けて、検討会で議論が進められてきました。もともと平成25年8月の社会保障制度改革国民会議の報告書において「ホールディングカンパニーの枠組みのような法人間の合併や権利の移転等を速やかに行うことができる道を開くための制度改正を検討する必要がある」との文言が盛り込まれて以降、安倍晋三首相が昨年1月の世界経済フォーラムの年次総会 (ダボス会議) でその創設に言及するなど、医療界ではなく政府主導で議論が進められてきたのがこの制度の特

徴です。

新型法人についてはさまざまな考え方がありましたが、検討会では徐々に論点を明確にすることができたと思っています。大きな柱は、新型法人は「地域医療構想を達成するための一つの選択肢として設ける」ということです。当初、医療法人の枠のなかで話していた新型法人が最終的には一般社団法人となるなどの変更はありましたが、最終的には、名称からも地域連携を推進する方向性が明確になっていますし、「複数の医療法人等における統一的な連携推進方針 (仮称) の決定」が主たる業務に位置づけられました。

新型法人のもう1つの特徴は、一般社団法人ながらも、「非営利性」や「公益性」が求められていることです。具体的には、▽営利法人や営利法人を主たる構成員とする非営利法人の参加の禁止、▽剰

余金の配当の禁止、▽利害関係のある営利法人の役員就任の禁止、▽親族の就任制限要件の設定——などの要件が設けられています。つまり、私たち社会医療法人とある程度似た性格を持つということの意味しています。そのため、万一新型法人の創設が実現すれば、社会医療法人がこれにかかわっていくことは十分に考えられます。

地域医療構想実現のなかで社会医療法人が果たす役割は、とても大きいものです。今回の検討会では、新型法人の創設以外に、社会医療法人の一層の普及を図るための認定要件の見直しも議論されました。これは非常に意味のあることで、これからの医療提供体制を左右する地域医療構想のなかで、社会医療法人が重要視されているというメッセージであると捉えています。

そのため当協議会としても、地域医療構想における社会医療法人への期待を踏まえながら、さまざまな検討をしていかなければなりません。新型法人に関しては、議決権の取り扱いや地域医療連携推進協議会 (仮称) の性格といったガバナンスの仕組みなどを巡って課題も山積しており、社会医療法人に求められる役割について考えるなかで、新型法人制度も検討していく必要があると思っています。

## ◎平成26年度社会医療法人ミドルマネジメント研修

# 社会医療法人の経営管理のあり方を 内部統制や財務管理面から解説

一般社団法人日本社会医療法人協議会は1月31日と2月1日、「平成26年度 社会医療法人ミドルマネジメント研修」を中央大学駿河台記念館(東京都千代田区)で開催した。社会医療法人の現状と課題、内部統制、財務管理や会計の仕組みなど、ミドルマネジメント層を対象とした本研修には定員を上回る90人超が参加。懇親会も活発な意見交換があるなど、盛り上がりを見せた。

## 地域医療連携推進法人創設の 目的や論点などを解説

最初に登壇した石井孝宜・監査法人エムエムピージー・エーマック最高顧問は、「社会医療法人の現状と課題(社会医療法人の立ち位置を理解する)」の演題で講演した。

まず、昨年6月18日に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関連法律の整備等に関する法律」、いわゆる「医療介護総合確保推進法」に言及。その一部の施行のなかに、改正の趣旨として「①効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、②地域包括ケアシステムを構築すること」という条文が盛り込まれていることや、「地域包括ケアシステム」という文言が初めて法律で定義された意義を指摘し、政策の軸になっていることを強調した。

医療法人社団と医療法人財団の

合併、持分なし医療法人への移行促進策が盛り込まれていることや、参議院附帯決議には「国民皆保険の下で行う医療事業の経営の透明性を高めるため、一定の医療法人の計算書類の公告を義務化することについて検討する」という項目があることにも触れ、経営の透明性を確保するように訴えた。

また、「地域医療連携推進法人」にも焦点を当てた。平成25年8月21日に閣議決定した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案(プログラム法案)」の骨子では、地域包括ケアシステムを構築するために病床の機能分化・連携、在宅医療・在宅介護の推進が必要であり、そのために医療法人の合併、権利の移転などに関する制度の見直しを行うことを明確にうたっていると説明。「非営利新型法人制度の創設もその延長線上に位置づけられる」とした。ただ、地域医療連携推進法人と既存の医療法人制度や

社会医療法人制度との関係や役割の分担、あるいはなぜ地域医療連携推進法人が必要なのかなど、議論の深掘りをすべきとの認識も示した。

さらに、医療法人には経営の透明化の確保

が求められている点にも言及。厚生労働省の「医療法人の事業展開等に関する検討会」でも、会計基準の適用、外部監査、計算書類の公告の義務づけ、メディカルサービス法人との関係の報告など「経営実態を説明するエビデンスが求められている」とし、「医療法人が再評価を受ける時代になった」と注意を促した。あわせて社会医療法人の認定要件のなかで、救急医療等確保事業に係る業務を行っていることと、へき地診療所への医師派遣またはへき地への巡回診療について若干の見直しが行われたことを報告した。

## 適切なルールに基づいた 処理・手続きが内部統制の基本

続いて、西田大介・監査法人エムエムピージー・エーマック代表社員が「社会医療法人の内部統制、会計制度構築と経理規程」と題して講演した。

現在の医療機関の内部統制について、「ある程度は、整備・運用されているが、今後はより効率的な運用も検討していただき、そのためには、『見える化』されているかどうかが大きなカギとなる」と指摘。常に適切なルールを整備し、ルールに従った処理・手続きが行われることを確保する体制構築をめざすことが内部統制の趣旨で、そうしたルールの明確化は業務効率にもつながると述べた。

また、会計監査を行う前提として、内部統制が適切に整備されていることが重要であり、社会医療法人の会計監査については、医療法第52条1項3号で一定の社会医療法人については公認会計士等の監査報告書を都道府県知事に届け



熱心に聞き入る受講者。懇親会での意見交換も盛況だった



石井孝宜・監査法人エムエムピージー・エーマック最高顧問



西田大輔・監査法人エムエムピージー・エーマック代表社員



五十嵐邦彦・監査法人エムエムピージー・エーマック代表社員

出るとしているほか、昨年6月24日に閣議決定した「規制改革実施計画」でも「社会的に影響が大きい一定規模以上の医療法人について、外部監査を義務づける」とされていることに注意を促した。

内部統制では、「業務フローのなかで、どこにどんなリスクがあるかを認識することが重要」と指摘。不正発生の可能性が高まるのは、①動機：不正行為を実行することを欲する理由・事情、②機会：不正行為が可能な状態（相互牽制等の不在）、③正当化：不正行為を積極的に是認する考え——の3条件が揃うときだとし、内部統制は、このうち②の芽を摘むことを重視する。「他の2つがあっても、機会がなければ実行は難しい。そして、内部統制をしっかり整備することで職員が不正を働くことが出来ないようにすることは職員に対する優しさでもある」とした。

内部統制の仕組みはいったん構築されればそれで完成するというものではなく、変化する組織自体、そして組織を取り巻く環境に対応して運用されていくなかで、常に見直しが図られることが必要という。仕組みづくりにあたっての留意事項として、①組織の規模によって内部統制の形は異なること、②業務プロセスの全体を把握してリスクを適切に評価すること、③ルールは文書化して明確に

すること、④内部統制の有効性を確保するためにも組織全員が当事者意識を持つこと——などを挙げた。

1日目の講義終了後には、会場を移して懇親会を開催。異なる地域・病院の事務長同士、経理担当者同士が意見交換を活発に行った。

### 会計の区分や業務の位置づけなどへの留意を呼びかけ

2日目は、五十嵐邦彦・監査法人エムエムピージー・エーマック代表社員が、西田代表社員の講演を引き継ぐかたちで、「その他の事業の財務管理と会計の仕組み（社会医療法人）」と題して講演した。

まず、社会医療法人の会計の区分について解説。事業別に財務管理を行うためには、法人全体で正規の会計帳簿を作成するだけでなく、勘定科目とは別の箇所別の区分が必要になるが、どこまで細かく区分するかが課題になるとした。

厚生労働省が出した会計の区分の技術的分類は、介護保険の給付対象事業における会計の区分としては、貸借対照表と損益計算書を区分する「会計単位分割方式」「本支店会計方式による会計単位区分」と、損益計算書を区分する「部門（補助科目）方式」「区分表方式」

の4つが挙げられている。実務レベルでは「会計単位分割方式」と「本支店会計方式による会計単位区分」が混在して用いられるなどのケースがあるとしつつ、「社会医療法人の会計では全体の設計をするうえでも、こうした技術的問題は避けられない」とも述べ、あらためて区分について整理するように呼びかけた。

また、それぞれの事業の業務範囲についても「どこからどこまでが社会医療法人の本来業務かといったことを明確に意識しておかなければ、個々の事業の適正評価は難しくなる。経営管理上はもちろんだが、税務管理上も重要だ」と指摘した。

さらに、社会医療法人全体の会計にも言及。「すでに第5次医療法改正で、その要旨ではなく事業報告書そのものが閲覧対象になっている」と念押しした。その際に有効な指針として、昨年2月に四病院団体協議会が公表した「医療法人会計基準に関する検討報告書」を紹介。実際、厚生労働省医政局発の通知（医政発0319第8号通知）も、この基準について「一般に公正妥当と認められる会計慣行の一つとして認められる」とし、積極的な活用を促している。

ただし、同検討報告書の「病院開設持分あり医療法人の計算書類のイメージ」については「社会医療法人」の場合と異なる部分があることも指摘。たとえば、損益計算書において事業損益に「C収益業務事業損益」が追加されたり、貸借対照表では純資産の部の出資金が存在せず、積立金の内訳に「設立等積立金」が追加されたりしている。こうしたことにも留意する必要があると訴えた。

## 社会医療法人関連ニュース 平成26年11月～27年2月

### ●税制改正大綱が社会医療法人の認定要件見直しに対応

政府は平成27年1月14日、平成27年度税制改正の大綱を閣議決定した。それに基づいて、厚生労働省は「平成27年度税制改正の概要(厚生労働省関係)」を公表している。

同大綱では、社会医療法人制度の見直しが行われようとしていること(後述)を踏まえて、社会医療法人において次の①②の認定要件の見直しが行われる場合は非課税措置等を引き続き適用等する、としている。

①2都道府県にまたがって救急医療等確保事業を行っている要件について、医療法人の基幹的な病院が所在する二次医療圏と隣接する市町村に当該医療法人の診療所が所在し、相互の都道府県の医療計画に医療提供・連携体制の確保に必要な事項が記載されている場合において、その病院において救急医療等確保事業を行っているときは、その要件を満たすこととする。

②へき地診療所への医師派遣等に関する要件について、へき地医療拠点病院への医師派遣および当該拠点病院からへき地診療所への医師派遣等が純増で年間106日以上実施するときも、その要件を満たすこととする。

### ●認定要件の緩和を閣議決定、27年度中の実施を目指す

政府は1月30日、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」を閣議決定した。その中で、社会医療法人の認定(医療法42条の2第1項)については次の①②

の方向で認定要件の緩和について検討し、平成27年度中の実施をめざす、とした。

①2の都道府県において病院および診療所を開設する医療法人について、全ての医療機関が1の二次医療圏および隣接する市町村に設置されている場合には、当該2の都道府県の医療計画に必要な事項が記載されていること等を要件として、当該病院において救急医療等確保事業を実施することにより、社会医療法人として認定できることとする。

②へき地の医療の確保に必要な事業に係る業務の基準として、へき地診療所への医師の派遣等の要件について、へき地医療拠点病院への医師の派遣および当該へき地医療拠点病院からへき地診療所への医師の派遣等についても加え、社会医療法人として認定できることとする。

なお、①②の趣旨は、九州地方知事会、熊本県が、平成26年度地方分権改革に関する提案募集に応じて、それぞれ提案したものである。

### ●厚労省検討会が社会医療法人の認定要件見直しの取りまとめ

厚生労働省の「医療法人の事業展開等に関する検討会」(座長＝田中滋・慶應義塾大学名誉教授)は2月9日、第10回検討会を開き、「地域医療連携推進法人制度(仮称)の創設及び医療法人制度の見直しについて」の取りまとめを行った。

その中で、社会医療法人の認定要件の見直し等について、「あく

まで例外的な措置であり基本的には引き続き厳格な認定基準を維持すべきであることを申し添える」としたうえで、次のようにまとめた。

「社会医療法人については、地域の実情を踏まえた一定の認定要件を加えるとともに、社会医療法人が担っている救急医療等確保事業は地域医療において重要であることから、周辺環境の変化等により要件を満たさなくなると認定を取り消された場合においても救急医療等確保事業を継続させることができるよう、特別な計画を策定し、認可を受ければ収益事業を実施でき、救急医療等確保事業のための施設の改築・設備整備を実施できるとする経過措置を設ける」

なお、厚生労働省では、同検討会が示した取りまとめの方向で医療法人制度の見直しを行うため、今年3月中にも、医療法の改正案を国会に提出する考えである。

### ●1月1日現在で社会医療法人は238に、3カ月で4法人増加

厚生労働省は、このほど社会医療法人の認定状況について公表した。

それによると、平成27年1月1日現在で社会医療法人は238法人(うち大臣所管8法人)あり、3カ月前の平成26年10月1日と比べると4法人増えている。その4法人について都道府県別(主たる事務所の所在地)で見ると、大阪府で1法人、兵庫県で1法人、和歌山県で1法人、福岡県で1法人、それぞれ増加している。